

自然災害発生時における業務継続計画

- ・ **デイサービス けやきの森(認知症対応型通所介護)**
- ・ **さわやか塾 けやきの森 (地域密着型通所介護)**
- ・ **居宅介護支援事業所 けやきの森**

| | | | |
|--------|------------------------------------|------|---|
| 法人名 | 株式会社けやきの森 | 種別 | 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護・総合事業 居宅介護支援事業所 |
| 代表者 | 高橋 かほり | 管理者 | 通所：高橋 かほり 居宅：桃園 学 |
| 事業所所在地 | 〒990-2161 山形市大字漆山字念仏段 1903-1 | 電話番号 | 平常時：023-674-9327 緊急時(通所)：080-6008-8038 (居宅)：090-3121-0005 |

株式会社 けやきの森

< 2024(令和6)年 3月 >

第1章 総論

1 基本方針

自然災害時における対応の基本方針は以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保

体力が弱い高齢者、また物事の認識や理解が困難であることを踏まえ、サービス提供を行う。

自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割である。そのため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となる。

② サービスの継続

通所介護事業者は、利用者の健康、身体、生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。介護事業所においては、自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前準備を入念に進める必要がある。介護事業所は利用者に対して「介護サービスを提供しており、例えば地震等で施設が被災したとしても、可能な限りサービスの提供を行い、被災時あっても最低限のサービスを提供し続けられるよう、事前の検討や準備を進めることが必要となる。

また、通所介護事業所や居宅介護支援事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前に検討を進めることが肝要である。

③ 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷になることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講ずることとする。

④ 地域への貢献

介護事業者としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設が持つ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割である。

2 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は以下のとおりとする。

| 役 割 | 業 務 内 容 | 役 職 等 |
|-----------|---|--|
| 災害対策統括責任者 | ・災害対策を統括する | ・代表 |
| 情報収集、連絡班 | ・職員や入所者、利用者(家族)、関係 機関への連絡 ・災害に関する情報の収集 | ・施設長 ・デイ管理者 ・居宅管理者 ・デイ生活相談員 |
| 救 護 班 | ・傷病者や体調不調者の救護 | ・看護師 ・機能訓練指導員 |
| 避難誘導班 | ・施設外の環境・状況の確認 ・利用者の避難誘導、搬送 | ・防火管理者 ・介護員 ・機能訓練指導員 |
| 物資・調達班 | ・平常時の物資備蓄、非常時の物資持出 ・平常時の施設、設備の点検 ・災害発生の恐れがあるときの施設、設備の補強等 ・災害発生後の施設、設備、周辺の被災 状況確認 | ・施設長 ・総務職員 ・居宅介護支援専門員 ・物品担当者 ・調理職員 ・防火管理者 |

3 リスクの把握

(1) 防災情報

① ハザードマップ確認

・洪水ハザードマップ:1000年に1階程度、発生する大雨を想定したマップ

【 別紙1 :洪水・浸水想定区域マップ 】

・地震ハザードマップ:「山形盆地断層帯を震源とする地震を想定したマップ

【 別紙2 :山形盆地断層帯マップ 】

・揺れやすさマップ:山形盆地断層帯を震源とした場合の地震ハザードマップ

【 別紙3-1:山形市揺れやすさマップ全域 ・ 3-2:第七地区 】

・蔵王火山 融雪型火山泥流ハザードマップ:積雪期の火山噴火した場合、融雪型火山泥流が発生

【 別紙4-1:解籍図 ・ 4-2:融雪型火災泥流ハザードマップ 】

②山形市 LINE 『防災情報』

・防災情報・気象警報・注意報・避難所・避難場所・ハザードマップ

③キキクル(気象庁アプリ)

・天気・大雨・台風・地震・火山・キキクル(危険度分布)

(2) 被害想定

①洪水・浸水被害

当事業所区域において洪水浸水区域の指定範囲ではないが、利用者の帰宅送迎の際、予想を超えた浸水範囲や水深となることがある。中小河川・堰・側溝などにも注意を払う必要がある。

・道路の寸断等による孤立

② 地震・山形盆地断層帯を震源とする地震の発生による災害やそれに起因して発生する被害を想定

・建物崩壊、外壁やガラス破片の落下

・物品の落下、調度品の転倒

・火災の発生

・ライフライン(電気・水道・ガス)の停止: 上水道の断水・下水道の機能支障・電気の停電

・通信手段の途絶

・道路の寸断等による孤立

③蔵王山火山の噴火により、冬季の融雪型火山泥流が発生した場合に、被害を受ける区域がある。事業所の区域にはないが、様々な自然災害を想定し防災意識を持つ必要がある。

・土石流警戒区域

・長雨や集中豪雨などにより、土や石が水と一体となって一気に下流に押し出される可能性がある。

・雨漏り

・建物の損壊、敷地内の樹木が倒れて建物の損壊や避難経路の遮断

・ライフライン(電気・水道・ガス)の停止

・通信手段の途絶

・道路の寸断等による孤立

4 優先業務の選定

(1) 通常営業が可能とする条件

- ① 事業所が提供するサービスを実施できる室内環境状況であること。
- ② ライフラインが確保できていること
- ③ 道路状況の安全が確認できている。
- ④ 職員が被災なく、配置要件を満たしていることを確認。

(2) 休止を優先する場合

(1)に上げた①～④項目の一つでも満たしていない場合は休止とする。

(3) 居宅介護支援事業所は、利用者の生活の質を維持するための相談・支援業務を優先するが、当座休止する場合がある。

5 BCPの検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・年1回、各事業所の管理者が管理者会議に報告する。
- ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
- ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
- ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

第2章 平常時の対応

1 建物・設備の安全対策

(1)人が常駐する場所の耐震措置

現在、全ての事業所において耐震基準を満たしている。

(2)設備の耐震措置

- ① 居室、食堂、事務所等、入所者や利用者、職員が利用するスペースでは設備や什器類に転倒、転落、破損等の防止措置を講じる。
- ② 日ごろから整理整頓を心掛け、高所に物を置く、積み上げる等の転落のリスクがある状況を作り出さない。
- ③ 消火器等の設備点検及び設置場所の確認を定期的に行う。
- ④ ガラス窓(天窓、寝具付近)飛散を防止するため飛散防止フィルムを貼る。⇒適宜対応

(3)風水害対策

- ① 外壁のひび割れや破損個所、周囲に倒れそうな樹木がないか定期的に確認する。
- ② 避難経路や避難箇所、避難の際の役割等、防災訓練の際に確認する。
- ③ 暴風による危険性がある個所について確認し、定期的に点検を行う。

2 電気が止まった場合の対策

| 設 備 | 対 応 |
|-----------|--------------|
| エアコン暖房 | 毛布、カイロ |
| エアコン冷房 | 窓開け、アイスノン |
| デスクトップ PC | ノート PC、タブレット |

3 ガスが止まった場合の対策

- ① 卓上カセットコンロ、フローアIH
- ② 地震により機器や建物に損傷が無い場合の停止、LP ガス庫付近の復旧ボタンで使用可能

4 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

最低 2 日分の飲料水を確保(目安は1人1日 1.5ℓ)する
職員(10 名)と利用者(最大 22 名) 32 名 × 1.5ℓ × 1 日 = 48ℓを確保し、保存期限に留意する。

(2) 生活用水

ユニットバスの浴槽を活用し、トイレ用の排水として用いる。・入浴提供は中止とする。

5 通信が麻痺した場合の対策

| 設 備 | 対 応 |
|-------------|--|
| PC タブレット | ・Wi-Fi が使用不可であっても携帯が使用可能な場合、スマホによるテザリングにて接続が可能 |
| 携帯電話 | ・各携帯端末の基地局が機能していれば使用が可能。被災時なので回線が逼迫し通信制限が行われている可能性が高いため、災害用伝言ダイヤル等(Web171、ライン災害掲示板)を活用し連絡を取り合う。 ・送迎車両から充電を行う。 |
| 固定電話 | ・災害直後、電話回線は繋がりにくくなるが、被災地からの電話は比較的繋がりがやすい |

6 情報システムが停止した場合の対策

契約を締結している利用者の氏名、住所、生年月日、家族連絡先、かかりつけ医、利用中の介護サービス事業所は紙媒体で分かるようにする。

7 衛生面(トイレ等)の対策

【利用者・職員】

・電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し誘導・案内をする。

【汚物対策】

・排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

8 必要品の備蓄

- ①被災時に必要な衛生消耗品は感染症対策時のアイテムと同じ。【様式7】
- ②通常の衛生系備品については7～10日の在庫があり、定期発注をもれなく行う。
- ③食材は、定期購入分のみで、非常用の備蓄は行わないが、被災時は冷凍食材を活用する。

9 資金手当て

- ① 万一の場合に備えて、手元資金(現金)を準備しておく。
- ② 火災保険は現在加入済であるため、適宜内容を見直し、必要な補償を受けられるように備えておく。

第3章 緊急時の対応

1 BCP発動基準

災害に関する情報源、地震、風水害による発動の基準は以下の通りとする。

1 災害に関する情報源

- (1) 緊急地震速報
- (2) テレビ、ラジオ、インターネット2 地震による BCP 発動基準
- (3) 山形市 LINE 『防災情報』
- (4) キキクル (気象庁アプリ)

2 地震による BCP 発動基準

- (1) 山形市周辺において、震度 5 弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、災害対策統括責任者が必要と判断した場合。
- (2) 地震により建物の一部倒壊、生活インフラの停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立等により通常の業務が継続困難な状況にある場合。

3 風水害による BCP 発動基準

- (1) 記録的短時間大雨警報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報等により河川の氾濫や土砂災害が発生し、その被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、災害対策統括責任者が必要と判断した場合。
- (2) 風水害により建物の一部倒壊、生活インフラの停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立等により通常の業務が継続困難な状況の場合。

2 行動基準

被災時における個人の行動基準は以下の通りとする。

1 自身及び利用者(在宅時は自身の家族)の安全確保

命を守る行動を最優先とし、被災状況を判断し必要に応じて 避難行動、安全の確保を行う。

2 二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)

被災直後、利用者の多くは不穏状態に陥り、様々な二次災害のリスクが高まることが予想される。安全確保がされた後、利用者の不穏解消を優先対応とし、並行して火災や建物の倒壊の危険性が無いか点検を行い、対応可能な消火・修繕活動、危険個所は立ち入り禁止等の措置を講ずる。

3 業務維持に係る選定

職員の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し職員数に応じた優先業務の選定を行

う。また被災状況に応じて営業休止の選定も行う。

4 法人内施設間の連携と外部機関との連携

(1) 法人内施設間の連携は通信手段の制限下であると想定されるため、災害伝言ダイヤル、LINE(けやきの森緊急連絡用)を活用し行うこととする。

(2) 外部機関と連携を図り人的及び物的な支援を要請する。

①山形市役所

総務部防災対策課 TEL 023-641-1212 内線 380、383

②村山総合支庁河川砂防課 TEL 023-621-8230 (平日の日中)

TEL 023-621-8288(夜間・休日)

③緊急時 警察 110 番

消防 119 番

5 情報発信

(1) 事業所の被災状況をホームページ等で発信する。公表の時期や範囲、内容、方法については社会情勢、周辺状況等を踏まえ検討をする。

(2) 利用者は個別に対応する。

(3) 職員は、『LINE けやきの森緊急連絡用』を活用。

3 対応体制

1 大震災発生時の対応体制

(1) 災害対策本部

市内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合は、災害対策本部の編成、職員の確保を行う。

① 災害対策本部は、災害対策統括責任者の判断で設置する。

② 災害対策統括責任者は法人の代表が務め、3ページの『2 推進体制』に従い判断・行動する。

4 対応拠点

災害対策本部は総務部門におく。

5 安否確認

1 利用者

- (1) 利用者の所在確認、健康状態を確認する。
- (2) 負傷者がいる場合、応急処置を行い、場合によっては医療機関へ搬送する。
- (3) 医療機関への搬送は 道路状況等を勘案し、救急車を要請もしくは搬送を職員が行う。
- (4) 医療機関への搬送が不可能な場合、看護職員による応急処置を行う。
- (5) 居宅介護支援事業所は担当利用者の安否を電話及び訪問により確認を行う。
- (6) 安否確認を優先的に行う利用者の例
 - ・在宅酸素、経管栄養等医療的ケアが必要な利用者
 - ・屋外独歩のできない独居利用者
 - ・同居家族が高齢者のみ、障がい者のみの利用者
 - ・家族が県外在住の独居利用者
 - ・世帯に複数の要介護者がいる世帯の利用者

2 職員

【施設内】

- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて行い管理者に報告する。

【自宅等】

- ・自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、
 - ①LINE(けやきの森緊急連絡用)、
 - ②電話、
 - ③災害用伝言ダイヤルで、事業所に自身の安否情報を報告する。
- ・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

6 職員の参集基準

○:自動参集、△:必要に応じて参集(自宅待機)、×自宅待機もしくは避難

| 警戒レベル/震度 | 自治体からの発令 | 代表、各管理者 | 部門リーダー | 一般職 |
|----------|----------|---------|--------|-----|
| 警戒レベル4 | 避難指示 | ○ | × | × |
| 警戒レベル5 | 緊急安全確保 | ○ | × | × |
| 震度5弱以上 | 避難指示 | ○ | × | × |

※勤務者のみで対応。

7 施設内外での避難場所・避難方法

- ① 地震等により居室等の窓ガラスの破損等が生じ、利用者の安全を確保する必要がある場合は、速やかに利用者の移動を行う。
- ② 安全確保を優先し、最小限の避難とする。必要に応じて以下の避難場所に避難する。

【避難場所】 山形刑務所

8 職員の管理

災害の状況に応じて、職員は極限の状況で業務を続けなければならないことが想定されるので十分な配慮が必要となる。休憩や宿泊スペース、勤務シフトに関することは以下のとおりとする。

(1) 休憩、宿泊スペース

災害発生後は職員が長期間帰宅できない場合が考えられるため、施設内での休憩、宿泊スペースが必要となることを考慮して場所を検討しておく。（居室、和室、休憩室、多目的ホール等）

(2) 勤務シフト

職員の体調や業務負担の軽減に配慮し、参集職員の人数を考慮し勤務シフトを作成するものとする。

9 復旧対応

1 破損箇所の確認

災害直後に施設内外や設備等に破損が無いか確認し、発見した際は写真等を撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに関係する設備は優先して復旧を行う。山形市指定管理施設においては、修繕箇所確認後、すみやかに山形市へ報告する。

2 業者連絡先一覧の整備

別紙 5 「緊急連絡表」のとおり

3 情報発信

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること。

第4章 他施設との連携

1 連携体制の構築

1 連携先

出羽地域での相互協力が図られるよう協議を行う

2 連携内容

緊急時における

- ① 職員の相互支援
- ② 利用者の避難先の提供
- ③ 利用者情報の共有
- ④ 備蓄品の相互支援

【協力医療機関】

済生館・県立中央病院・済生病院 等

2 連携対応

1 事前準備

- ① 備蓄倉庫の管理・保守・点検等を行う。

災訓練を各事業所で行い、被災時の動きや、備蓄の場所、備蓄計画、BCPの周知を行う。

(2)利用者情報の整理

利用者のケアが滞らないように 緊急フェイスシート等の利用者情報の更新、整理を適宜行う。

5章 地域との連携

1 福祉避難所の運営

1 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定は受けていないが、被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう検討する。

2 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所の指定は受けていないが、災害発生後、山形市より避難行動要支援者の受け入れ要請があった際は、現状を伝え検討する。また行政機関からの物資等(食料、飲料水、寝床、仕切り板など)のホロー体制を確認し他うで可能な状況な場合は受け入れの準備する。

第6章 デイサービス固有事項

1 平常時からの対応

- 1 サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の基本情報一覧表を整備する。
- 2 職員について、緊急連絡網を随時情報の入れ替えを行い漏れが無い確認。また LINE の登録を確認する。
- 3 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと。
- 4 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報の窓口を生活の習慣として取り入れておく。

2 災害が予想される場合の対応

台風や積雪、暴風雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、居宅介護支援事業所にも情報共有のうえ、利用者やその家族にも説明する。

3 災害発生時の対応

- 1 サービスの提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他のサービス等への変更を検討する。
- 2 利用中に被災した場合は、利用者の基本情報一覧表を活用し、利用者家族等へ安否状況の連絡を行う。
- 3 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- 4 帰宅にあたって、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- 5 帰宅が困難な利用者は、山形市と協議のうえ対応を検討する。

第7章 居宅介護支援サービス固有事項

1 平常時からの対応

- 1 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、居宅介護支援事業所の担当者とはあらかじめ検討のうえ、利用者台帳等において、その情報が解るようにしておくこと。
- 2 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段を把握しておくこと。
- 3 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意する。
- 4 利用者が避難所へ避難した場合は、薬情報が参照できるよう利用者に対して「おくすり手帳」を持参するよう利用者に伝えておくこと。

2 災害が予想される場合の対応

台風や積雪、暴風雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止や縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を確認しておくとともに、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有のうえ、利用者や家族にも説明する。

3 災害発生時の対応

- 1 被害発生時で事業所の安全点検を実施。事業が継続できる場合は、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者を優先しサービス提供を行う。
- 2 利用者が避難所へ避難している際、サービスの提供が必要な場合が想定され、居宅サービス事業所や地域の関係機関と連携しながら利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行うこと。
- 3 災害発生時で事業が継続できない場合には、居宅介護支援事業所事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関と調整を行うこと。

《更新履歴》

新規作成日：2024(令和6)年 3月